

目 次

津市条例

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市告示

津市営住宅近傍同種の住宅の家賃

行旅死亡人の告示

津市収納代理金融機関の指定の一部を改正する告示

認可地縁団体の告示事項の変更

津市議会臨時会の招集

公示送達

放置自転車等の撤去及び保管

国民健康保険被保険者証の無効

中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定

津市公告

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

地籍調査の地図及び簿冊の閲覧

開発行為に係る工事の完了

平成30年1月分津市農用地利用集積計画の決定

津市農業振興地域整備計画の軽微な変更

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

開発行為に係る工事の完了

津市上下水道事業告示

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定についての一部を改正する告示

津市下水道排水設備指定工事店の指定

中勢沿岸流域下水道(志登茂川処理区)流域関連津市公共下水道事業計画の変更の案の縦覧

中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)流域関連津市公共下水道事業計画の変更の案の縦覧

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市議会規則

津市議会会議規則の一部を改正する規則

津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 3 0 年 2 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 号

津市議会委員会条例の一部を改正する条例

津市議会委員会条例（平成 1 8 年津市条例第 2 6 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「委員定数及びその所管」を「所管及び委員定数」に改め、同条中「、委員の定数」及び「9 人」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 常任委員会の委員の定数は、8 人又は 9 人とし、議会の議決で定める。この場合において、常任委員会の委員の定数の合計は、津市議会議員定数条例（平成 2 1 年津市条例第 3 4 号）に定める議員の定数と一致しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市告示第 18 号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）
第 16 条第 2 項及び津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市規則第 203 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度の津市営住宅に係る近傍同種の住宅の家賃を次のとおり定めたので告示する。

平成 30 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

市営住宅の名称	近傍同種の住宅の家賃
白塚団地 1 号館	32,800 円
白塚団地 2 号館	32,800 円
白塚団地 3 号館	33,100 円
白塚団地 4 号館	38,700 円
白塚団地 5 号館	39,400 円
一身田アパート 103 号、104 号、201 号から 204 号まで及び 301 号から 304 号まで	38,400 円
一身田アパート 101 号及び 102 号	38,400 円
上浜六丁目住宅	8,000 円
旭町 C B アパート	12,900 円
下部田簡耐住宅	8,100 円
大井アパート	25,000 円
大井住宅 A-1 号から A-12 号まで、A-15 号から A-18 号まで、D-1 号から D-4 号まで及び D-23 号から D-26 号まで	37,600 円
大井住宅 D-15 号から D-20 号まで	37,600 円
大井住宅 A-13 号、A-14 号及び D-5 号から D-14 号まで	38,100 円
大井住宅 C-17 号から C-25 号まで、C-27 号及び C-28 号	38,100 円
大井住宅 C-1 号から C-16 号まで	38,700 円

大井住宅B－12号からB－27号まで	39,600円
大井住宅B－4号からB－11号まで	39,500円
大井住宅B－2号及びB－3号	39,500円
高洲町アパート1号館	15,000円
高洲町アパート2号館	17,600円
高洲町アパート3号館	22,900円
高洲町アパート4号館	24,700円
高洲町アパート5号館	25,700円
高洲住宅7番1号から7番4号まで、7番21号から7番24号まで、10番1号から10番4号まで、19番7号から19番12号まで、22番1号から22番12号まで及び23番1号から23番24号まで	39,600円
高洲住宅18番1号から18番10号まで、18番15号から18番41号まで、18番43号から18番49号まで及び19番1号から19番6号まで	39,600円
高洲住宅6番1号から6番12号まで、7番5号から7番8号まで、7番17号から7番20号まで、10番5号から10番8号まで、11番1号から11番12号まで、11番15号から11番22号まで及び14番1号から14番18号まで	40,500円
高洲住宅3番1号から3番12号まで、7番10号から7番16号まで及び10番9号から10番24号まで	40,500円
新町2号館アパート	16,600円
新町3号館アパート	14,700円
新町4号館アパート	14,700円
千鳥アパート	42,600円
阿漕B住宅	9,300円
阿漕C住宅	9,300円

阿漕 1 号館アパート	1 3, 7 0 0 円
阿漕 2 号館アパート	1 4, 5 0 0 円
南阿漕 1 号館	2 7, 9 0 0 円
南阿漕 2 号館	3 1, 6 0 0 円
朝夕 1 号館アパート	1 1, 6 0 0 円
朝夕 2 号館アパート	1 2, 7 0 0 円
朝夕 3 号館アパート	1 3, 4 0 0 円
藤水団地 1 号館	4 1, 1 0 0 円
藤水団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 2 号、3 0 1 号 及び 3 0 2 号	3 9, 4 0 0 円
藤水団地 2 号館 1 0 1 号及び 1 0 2 号	4 4, 2 0 0 円
上弁財団地 1 号館	5 0, 6 0 0 円
上弁財団地 2 号館 2 0 1 号、2 0 3 号、3 0 1 号、3 0 3 号、4 0 1 号及び 4 0 3 号	5 1, 0 0 0 円
上弁財団地 2 号館 1 0 1 号から 1 0 3 号まで、 2 0 2 号、3 0 2 号及び 4 0 2 号	4 2, 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 号館	1 0, 7 0 0 円
ぜにやま団地 2 号館	1 1, 8 0 0 円
ぜにやま団地 3 号館	1 1, 6 0 0 円
ぜにやま団地 4 号館	1 2, 9 0 0 円
ぜにやま団地 5 号館	1 2, 4 0 0 円
ぜにやま団地 6 号館	1 4, 2 0 0 円
ぜにやま団地 7 号館	1 4, 7 0 0 円
ぜにやま団地 8 号館	1 5, 1 0 0 円
ぜにやま団地 9 号館	1 5, 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 0 号館	1 5, 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 1 号館	1 5, 7 0 0 円
ぜにやま団地 1 2 号館	1 7, 3 0 0 円
ぜにやま団地 1 3 号館	2 1, 9 0 0 円
ぜにやま団地 1 4 号館	2 2, 2 0 0 円
ぜにやま団地 1 5 号館	2 4, 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 6 号館	2 4, 9 0 0 円

ぜにやま団地 1 7 号館	2 8 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 8 号館	2 8 , 0 0 0 円
ぜにやま団地 1 9 号館	2 6 , 9 0 0 円
藤方団地 1 号館	2 8 , 2 0 0 円
藤方団地 2 号館	2 9 , 5 0 0 円
藤方団地 3 号館	2 9 , 7 0 0 円
藤方団地 4 号館	2 8 , 6 0 0 円
城山アパート	1 1 , 0 0 0 円
西城山 1 号館アパート	1 4 , 9 0 0 円
西城山 2 号館アパート	1 4 , 9 0 0 円
西城山 3 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
西城山 4 号館アパート	1 5 , 3 0 0 円
西城山 5 号館アパート	1 5 , 1 0 0 円
西城山 6 号館アパート	1 5 , 1 0 0 円
小森団地 1 号館	4 5 , 4 0 0 円
小森団地 2 号館	4 2 , 0 0 0 円
高茶屋住宅	8 , 7 0 0 円
里ノ上A住宅	8 , 1 0 0 円
里ノ上B住宅	8 , 3 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 3 号、1 0 4 号、2 0 3 号、2 0 4 号、3 0 3 号及び 3 0 4 号	7 1 , 8 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 2 号、1 0 5 号、2 0 2 号、2 0 5 号、3 0 2 号及び 3 0 5 号	6 7 , 4 0 0 円
雲出 1 号館 2 0 1 号、2 0 6 号、3 0 1 号及び 3 0 6 号	6 6 , 7 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 1 号	6 6 , 7 0 0 円
雲出 1 号館 1 0 6 号	6 9 , 2 0 0 円
雲出 2 号館 2 0 3 号から 2 0 6 号まで及び 3 0 3 号から 3 0 6 号まで	7 3 , 8 0 0 円
雲出 2 号館 2 0 2 号、2 0 7 号、3 0 2 号及び 3 0 7 号	6 9 , 0 0 0 円
雲出 2 号館 2 0 1 号、2 0 8 号、3 0 1 号及び	6 8 , 3 0 0 円

308号	
雲出2号館102号及び107号	69,000円
雲出2号館108号	68,300円
雲出2号館101号	70,800円
雲出2号館103号から106号まで	73,800円
野村団地	11,000円
野村東団地	10,400円
相川団地	12,500円
森団地1号から12号まで	8,300円
森団地13号から24号まで	8,800円
森団地33号から41号まで及び43号から45号まで	10,000円
森団地46号から57号まで	10,000円
森団地25号から32号まで	8,700円
森団地58号から72号まで	14,300円
森団地73号から79号まで	12,800円
森団地80号から89号まで	14,400円
中町団地A	26,600円
中町団地B	28,700円
相川西団地A	28,300円
相川西団地B	36,200円
明神団地	35,600円
北口団地A	36,700円
北口団地B	39,700円
桃里団地A	44,000円
桃里団地B	51,700円
桃里団地C	45,700円
桃里団地D101号及び107号	106,800円
桃里団地D102号から104号まで、202号から204号まで、302号から304号まで、402号から404号まで、502号から504号まで及び602号から604号まで	87,900円

桃里団地D 1 0 5号、1 0 6号、2 0 5号、2 0 6号、3 0 5号、3 0 6号、4 0 5号、4 0 6号、5 0 5号、5 0 6号、6 0 5号及び6 0 6号	8 8, 1 0 0円
桃里団地D 2 0 1号、2 0 7号、3 0 1号、3 0 7号、4 0 1号、4 0 7号、5 0 1号、5 0 7号、6 0 1号及び6 0 7号	1 0 5, 7 0 0円
青木団地1号から3号まで、5号から7号まで、10号から13号まで及び16号から19号まで	1 3, 4 0 0円
青木団地8号、9号、14号、15号、20号から35号まで、37号から41号まで及び43号から46号まで	1 7, 5 0 0円
藤ヶ丘団地1号から3号まで、5号から24号まで及び26号から37号まで	2 7, 9 0 0円
藤ヶ丘団地38号から41号まで及び43号から74号まで	2 8, 5 0 0円
殿町住宅	3 7, 4 0 0円
新横山住宅	3 7, 8 0 0円
美里第1住宅A棟	3 4, 0 0 0円
美里第1住宅B棟	3 4, 0 0 0円
美里第2住宅1号館	1 7, 3 0 0円
美里第2住宅2号館	1 7, 3 0 0円
片野団地A棟	3 6, 7 0 0円
片野団地B棟	3 6, 6 0 0円
新沢田団地	1 7, 1 0 0円
奥津団地	5, 5 0 0円

津市告示第 19 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成 30 年 2 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 氏名

不詳

2 年齢・性別

年齢 65 歳以上（推定）

男

3 現住所

不詳

4 本籍地

不詳

5 人相及び特徴

不詳

6 発見した日時及び場所

平成 29 年 3 月 24 日午前 11 時、津市あのだつ台五丁目 757 番地 1 中勢グリーンパーク内北西側竹林を訪れた通行人からの通報により、同所を確認したところ、竹林の丘陵に木片やビニールシート等でできた小屋があり、その小屋の直近に白骨化した人骨と認められる「下顎、鎖骨、上腕骨、撓骨、脛骨等大半、骨盤、大腿骨及び頭蓋骨」を発見。

7 死亡年月日及び死因

平成 26 年頃（推定）

死因不詳

8 その他参考事項

津警察署の調べにおいて、身元が明らかにならなかったため、平成 29 年 9 月 21 日津警察署より遺体の引渡しを受け、同月 28 日午前 10 時 58 分津市斎場にて火葬。

遺骨は津市健康福祉部援護課に保管。

津市告示第 2 0 号

津市収納代理金融機関の指定（平成 1 8 年津市告示第 3 号）の一部を次のように改正し、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

平成 3 0 年 2 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

表中「株式会社三菱東京 U F J 銀行」を「株式会社三菱 U F J 銀行」に改める。

津市告示第 2 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 9 年津市告示第 1 6 9 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 2 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

三多気区

三重県津市美杉町三多気 3 9 0 番地

代表者 福井 克典

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷 光志 三重県津市美杉町三多気 2 4 7 番地
変更後	福井 克典 三重県津市美杉町三多気 3 8 8 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 0 年 1 月 1 4 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 2 2 号

平成 3 0 年第 1 回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 3 0 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 招集の日

平成 3 0 年 2 月 1 3 日

2 招集の場所

津市議会議事堂

3 会議の事件

- (1) 議長の選挙
- (2) 副議長の選挙
- (3) 議会運営委員の選任
- (4) 常任委員の選任
- (5) 専決処分の承認について
- (6) 専決処分の承認について
- (7) 専決処分の承認について
- (8) 専決処分の報告について
- (9) 専決処分の報告について
- (10) 専決処分の報告について
- (11) 専決処分の報告について
- (12) 専決処分の報告について
- (13) 専決処分の報告について
- (14) 専決処分の報告について
- (15) 専決処分の報告について
- (16) 専決処分の報告について
- (17) 専決処分の報告について
- (18) 専決処分の報告について
- (19) 専決処分の報告について
- (20) 専決処分の報告について
- (21) 専決処分の報告について
- (22) 専決処分の報告について

- (23) 専決処分の報告について
- (24) 専決処分の報告について
- (25) 津市職員定数条例の一部の改正について
- (26) 工事請負契約について
- (27) 工事請負契約について
- (28) 工事請負契約について
- (29) 損害賠償の額の決定について

津市告示第 2 3 号

下記の者の市民税県民税の督促状は、住所居所不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 3 0 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇	〇〇 〇〇〇	平成 2 9 年度市民税県民税督促状第 2 期及び第 3 期

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 2 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 2 月 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 1 月 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 1 月 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 1 月 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 1 月 1 0 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 1 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 1 5 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 1 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 1 7 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 1 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 1 8 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 1 8 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 1 月 2 2 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 2 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 2 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 2 3 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 2 5 日
久居駅前第一公共自転車等駐車場	1 1	平成 3 0 年 1 月 2 5 日
久居駅前第二公共自転車等駐車場	1 8	平成 3 0 年 1 月 2 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 1 月 2 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 3 0 年 1 月 2 9 日

津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 1月29日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 1月30日
栄町四丁目地内	1	平成30年 1月30日
乙部地内	1	平成30年 1月30日
末広町地内	1	平成30年 1月30日
寿町地内	1	平成30年 1月30日
長岡町地内	1	平成30年 1月30日
大門地内	1	平成30年 1月30日
大里窪田町地内	1	平成30年 1月30日
野田地内	1	平成30年 1月30日
白塚町地内	1	平成30年 1月30日
丸之内地内	1	平成30年 1月30日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 1月31日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 2 5 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 3 0 年 2 月 1 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0 5 6 4 0 1 3	平成 2 9 年 1 0 月 1 日	平成 3 0 年 1 月 1 1 日
2 1 6 6 0 4 4	平成 2 9 年 1 0 月 1 日	平成 3 0 年 1 月 1 日
3 1 3 5 1 5 4	平成 2 9 年 1 0 月 1 日	平成 2 9 年 1 2 月 3 0 日
5 1 1 7 1 4 3	平成 2 9 年 1 0 月 1 日	平成 3 0 年 1 月 4 日
7 1 4 9 2 3 5	平成 2 9 年 1 2 月 2 5 日	平成 3 0 年 1 月 1 3 日
9 2 4 5 4 5 9	平成 2 9 年 1 0 月 1 日	平成 3 0 年 1 月 9 日

津市告示第 26 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、この告示の規定は、法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請に係る建築物（平成 18 年 1 月 1 日以後に当該確認の申請をしたものに限る。）について適用する。

平成 30 年 2 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 中間検査を行う区域

本市の区域全域

2 中間検査を行う期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

新築の建築物で、法第 27 条第 1 項第 1 号、第 2 号（法別表第 1 (2) 項から (4) 項までに係る部分を除く。）又は第 3 号に該当するもの

4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

なお、特定工程及び特定工程後の工程は、附属建築物以外の建築物の工事の工程に係るものとし、附属建築物以外の建築物が 2 以上ある場合又は 1 の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事の工程に係るものとする。

	主要な構造	特 定 工 程	特定工程後の工程
(1)	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
(2)	鉄筋コンクリート造	階数が 1 の場合は屋根版の配筋工事、階数が 2 以	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版に

		上の場合は主要な構造の部分において、初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては、接合部）工事	あっては、接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
(3)	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打設する工事

(注) 2以上の構造を併設している場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

木造の建築物については、鉄骨造の欄の規定を準用する。

主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

津市公告第 1 2 号

津市美里町五百野の一部の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 3 0 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

五百野 2 地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 3 0 年 2 月 6 日から同月 2 6 日までの 2 0 日間

上記期間のうち、土曜日、日曜日及び休日は除きます。ただし、2 月 1 0 日については、ふれあいセンター五百野にて行います。その他の期間は、津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室又はふれあいセンター五百野

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 13 号

津市白山町佐田の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第 17 条第 1 項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

平成 30 年 2 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地図及び簿冊の名称

佐田①地区及び佐田②－1 地区の地籍図及び地籍簿案

2 閲覧期間

平成 30 年 2 月 6 日から同月 26 日までの 20 日間

上記期間のうち、土曜日、日曜日及び休日は除きます。ただし、2 月 11 日については、佐田区集会所にて行います。その他の期間は、津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室にて行います。

3 閲覧時間

午前 9 時から午後 5 時まで

4 閲覧場所

津市役所本庁舎 5 階津市建設部用地・地籍調査推進室又は佐田区集会所

5 訂正の申出

閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、津市長に対し、訂正の申出をすることができます。

誤り等訂正の申出は、書面によることとなっていますので、各自印章を持参してください。

誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

津市公告第 1 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 0 年 2 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 3 0 年 2 月 5 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市垂水字小半分 2 0 6 3 番 1 ほか 7 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
松阪市西町 2 8 3 番地 1
創和不動産株式会社
代表取締役 世古 政弘

津市公告第 15 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 30 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 16 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 30 年 2 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土地の所在			地積 (㎡)	変更面積 (㎡)	用途区分	
大字	字	地番			変更前	変更後
一志町 高野	大垣内	1663番	2285	2285	農地	農業用施設 用地
一志町 高野	大垣内	1688番1	1959	1959	農地	農業用施設 用地
白山町 北家城	八幡	1477番	1025	1025	農地	農業用施設 用地
白山町 北家城	八幡	1479番	1464	1464	農地	農業用施設 用地
白山町 北家城	八幡	1480番	1428	1428	農地	農業用施設 用地

津市公告第 17 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 30 年 2 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

430021317

公 告 日	平成30年2月13日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成29年度建整特補第4号 市道新町野口線道路改良工事				
工 事 場 所	津市 久居新町		地内		
工 事 概 要	側溝工 225m 下層路盤 837m2 上層路盤 838m2 表層 695m2 照明工 6基				
工 期	契約締結の日から 平成30年9月28日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A2・A1	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者 (本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成30年2月23日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成30年2月23日 まで			
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成30年2月16日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回答日	平成30年2月20日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	平成30年2月23日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	平成30年2月27日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	26,403,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有(申請は平成30年4月以降とする)				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430021318

公 告 日	平成30年2月13日		工 事 担 当 課	営繕課
工 事 名	平成２９年度営建整備第７４号 久居駅前広場バス待合所等新築その他工事			
工 事 場 所	津市 久居新町		地内	
工 事 概 要	新築 バス待合所 鉄骨造平家建 延面積34m2 ※上記に係る建築工事等 一式 思いやり乗降場 鉄骨造平家建 延面積27m2			
工 期	契約締結の日から 平成30年11月15日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】Ｂ・Ａ
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】Ｂ・Ａ
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】Ｂ
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者 (本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成30年2月23日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成30年2月23日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成30年2月16日 午後５時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	平成30年2月20日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成30年2月23日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成30年2月27日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	45,598,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有(申請は平成30年4月以降とする)			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

津市公告第 18 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 30 年 2 月 14 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 工事完了年月日

平成 30 年 2 月 13 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一身田上津部田字リノ坪 842 番 3 及び 843 番 2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

松阪市中央町 551 番地 8

株式会社三重総合コンサルタント

代表取締役 大石 旭

津市上下水道事業告示第 2 号

津市上下水道事業管理者の業務に係る収納取扱金融機関の指定について（平成 18 年津市水道局告示第 2 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 2 月 2 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

表中「株式会社三菱東京 U F J 銀行」を「株式会社三菱 U F J 銀行」に改める。

津市上下水道事業告示第 3 号

津市公共下水道条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項の規定により、指定工事店を次のとおり指定したので、同条例第 1 7 条第 1 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 2 月 8 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

指定した工事店

工事店名	所在地	指定期間
有限会社ガー ジュー	津市白山町南家城 2 4 4 7 番地	平成 3 0 年 1 月 1 日から 平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで
落合プロパン 有限会社	亀山市関町中町 5 2 8 番地	平成 3 0 年 1 月 1 5 日から 平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

津市上下水道事業告示第4号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同法第4条第1項の規定により、中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成30年2月15日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

- 1 下水道事業の種類及び名称
中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）流域関連津市公共下水道
- 2 拡大区域（予定）
津市広明町ほか
- 3 事業の期間
1998年（平成10年）3月17日から2023年3月31日まで
- 4 縦覧場所
津市殿村5番地
津市下水道局下水道建設課
- 5 縦覧期間
平成30年2月16日から同年3月1日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 6 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

津市上下水道事業告示第 5 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同法第 4 条第 1 項の規定により、中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり事業計画の変更の案を告示し、公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに、津市に意見を提出することができる。

平成 30 年 2 月 15 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

1 下水道事業の種類及び名称

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）流域関連津市公共下水道

2 拡大区域（予定）

津市新家町の一部ほか

3 事業の期間

1974 年（昭和 49 年）3 月 26 日から 2023 年 3 月 31 日まで

4 縦覧場所

津市殿村 5 番地

津市下水道局下水道建設課

5 縦覧期間

平成 30 年 2 月 16 日から同年 3 月 1 日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

6 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

津市上下水道事業告示第 6 号

津市水道事業給水条例（平成 1 8 年津市条例第 2 2 2 号）第 1 1 条第 1 項及び第 4 項の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年津市水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 3 0 年 2 月 1 5 日

津市上下水道事業管理者 佐 治 輝 明

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社永田組	津市雲出島貫町 1 4 7 7 番 地	平成 3 0 年 2 月 6 日

津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月15日

津市議会議長 岡 幸 男

津市議会規則第1号

津市議会会議規則の一部を改正する規則

津市議会会議規則（平成18年津市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第69条の見出し中「起立」を「電子表決システム等」に改め、同条第1項中「問題を可とする者を起立させ、起立者」を「電子表決システムにより、問題を可とする者」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 電子表決システムによる表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを押すものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告することができる。

第74条ただし書中「起立の方法」を「電子表決システム（議長が必要があると認めるときは、起立の方法）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。